新潟県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年５月17日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

新潟県規則第46号

新潟県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

新潟県製菓衛生師法施行細則（昭和42年新潟県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（試験科目の免除） **第10条の２**　職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11の３の３に掲げる検定職種のうち、菓子製造に係る１級又は２級の技能検定に合格した者は、試験科目のうち製菓理論及び実技の免除を受けることができる。	（試験科目の免除） **第10条の２**　職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）別表に掲げる検定職種のうち、菓子製造に係る１級又は２級の技能検定に合格した者は、試験科目のうち製菓理論及び実技の免除を受けることができる。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。